

○財務省告示第百十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年三月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年四月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第百六十回）

二 発行の根拠 法律及びその法律の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用 第六十二条第一項及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

四 発行方法 以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財

五

イ
方募

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

務大臣が各国債市場特別参加者
のごとくに発行（以下「
別参加者」）の競争入札
も申込みのうちの応募
各債市場特別参加者との
当てる。各応募
募限度額を範囲内に
込み。応募額を割り当てる。

六

イ
発

入 価
札 格
発 競
行 争

額面金額で九千九百三十八億
円を上限とし、特別会計の
うち、千億円を超えない
七億四千八百六十万
円を限度とし、法律第四
十條第一項の規定に基づ
き、第四項の規定に基づ
き、

<p>十四</p> <p>初期利子</p>	<p>十三二</p> <p>の経過利率の払込み</p>	<p>十</p> <p>入札発行之争</p>	<p>十</p> <p>・別参加者非者特別参加者</p>	<p>イ</p> <p>入札発行之争</p>	<p>一</p> <p>發行情格日</p>	<p>九</p> <p>振替單位</p>	<p>八</p> <p>最低額面金</p>
<p>た期平</p> <p>金と成</p> <p>額し二</p> <p>を支、十</p> <p>払の年</p> <p>う算九</p> <p>°式月</p> <p>たよ十</p> <p>だり日</p> <p>、算を</p> <p>支出支</p> <p>払し払</p>	<p>る定り払募年</p> <p>。す算込入○</p> <p>る出金決・</p> <p>期し額定七</p> <p>日に金加通</p> <p>に額え、を</p> <p>払い第二の</p> <p>込む十算者</p> <p>の号にに</p> <p>と規よ</p> <p>す規よ</p>	<p>錢額錢額</p> <p>面以上面</p> <p>金額の金額</p> <p>百円の百</p> <p>円にぞれ</p> <p>につきの</p> <p>百円応募</p> <p>四十六格</p> <p>五</p>	<p>平</p> <p>成二</p> <p>十九年</p> <p>三月</p> <p>二十一日</p>	<p>す</p> <p>の。整</p> <p>数倍の</p> <p>金額に</p> <p>よるも</p> <p>のと</p>	<p>の記載又</p> <p>はは記</p> <p>録は、最</p> <p>低額面</p> <p>金</p>	<p>振替法の</p> <p>規定に</p> <p>よる振</p> <p>替口座</p> <p>簿</p>	<p>五</p> <p>万</p> <p>円</p>

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{365}$$

十五
十六
十七
十八
十九
二十

第二期以後の
利息償還
償還金額
元利支
払場所
入札参加
者
払込期日

毎
年
三
月
二
十
日
及
び
九
月
二
十
日
を
支
払
期
と
し
、
各
支
払
期
に
お
い
て
、
そ
の
日
以
前
六
月
間
に
属
す
る
利
子
を
支
払
う
。
平
成
四
十
九
年
三
月
二
十
日
額
面
金
額
百
円
に
つ
き
百
円
日
本
銀
行
財
務
大
臣
か
ら
通
知
を
受
け
た
者
平
成
二
十
九
年
三
月
二
十
一
日

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$